

# 被災建物解体後跡地管理補助金 Q&A

**Q1 平成28年熊本地震、平成28年6月豪雨災害で被災した建物で解体した跡地だけが対象なのは？ 被災した解体後跡地以外にも補助の対象としてほしい。**

財源が平成28年熊本地震復興基金交付金であるため、被災前からの空き地に対しての補助は対象外です。

本補助金対象は、熊本地震等で被災し、建物の倒壊の危険性、耐震性の低下により、やむを得なく建物解体をした解体後跡地が対象であり、熊本地震前からの同様の形状の土地は対象外です。熊本地震という不測の事態によりやむを得ず解体したことにより、所有者等がその解体後跡地の住宅建設、売買等の再建を決断することに時間を要すると考えられるため、その間の適正管理に対して行う補助だからです。

**Q2 適正管理とは？**

恒久的な管理による除草、防草シート設置、樹木の伐採、抜根等の行為を行うもの。よって、単なる除草は対象外です。

**Q3 適正管理を所有者等本人が行った場合は、補助金の対象となるか？**

対象外です。所有者等が諸般の事情により管理されない場合を想定していますので、所有者等が行えるということは、本補助金の対象外です。

**Q4 適正管理を行うのは、委託で行う場合のみか？**

そうです。解体後跡地の適正かつ恒久的な管理が補助対象ですので、有資格者等の監理の元に行った業務に対して補助金交付を想定しているからです。なお、委託先については、可能な限り宇土市シルバー人材センター(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)もしくは宇土市内業者とすること。

**Q5 補助対象者は法人を対象とするか？**

対象外です。対象者は、解体後跡地の所有者もしくは所有者から解体後跡地の管理の委任を受けた個人です。

**Q6 補助金は、同じ所有者が毎年受けられるか？**

一回限りです。また、補助金を受けた解体後跡地に関しても一回限りです。

**Q7 解体後跡地に建物がある場合は対象外となるのか？**

そうです。同一敷地内に建物がある場合は対象外です。例えば同一敷地内に母屋と倉庫があり、倉庫のみを解体した場合、母屋が残された解体後跡地を対象外とするためです。そして、建物が残っている敷地については、建物を含めた適正管理が必要であることから、本補助金では対象外とします。

**Q8 平成28年熊本地震の一部損壊被害は対象外か？**

そうです。半壊以上を対象としたのは、公費解体申請基準に準じたためです。しかし、一部損壊でも敷地被害によりやむをえず解体した場合は、対象とします。

**Q9 補助金上限金額30万円の根拠は？**

宇土市の公費解体建物の平均延床面積は174㎡であることと、国土交通省発表の宇土市内の地

価公示価格の平均土地面積が 306 m<sup>2</sup>であること、また、宇土市内の熊本県地価調査価格のうち、1,000 m<sup>2</sup>未満の土地の平均面積が 218 m<sup>2</sup>であることから、本補助金の対象となる解体後跡地面積は 250 m<sup>2</sup>(約 75 坪)程度か、それ以上の大きな解体後跡地と想定しました。250 m<sup>2</sup>の広さの解体後跡地の恒久的な適正管理による除草、防草シートの設置、樹木の伐採、抜根を行う場合の委託金額相当額が 60 万円と見込んだため、その 1/2 の価格。

**Q10 申請する前に、解体後跡地の適正管理を委託した場合は、補助金申請可能か？**

やむをえない理由以外は申請不可です。申請は事業着工一箇月前までの手続きが必要です。委託した内容が、本補助金の要綱どおりであるかを事前審査するためです。

**Q11 解体後跡地に防草シートをすでに敷いている場合は、補助金申請可能か？**

基本的に申請可能としますが、適正管理ができる解体後跡地とみなした場合は対象外です。

**Q12 申請後すぐに補助金を受け取りたいが可能か？**

補助金の受け取りは、適正管理完了後、所定の書類を提出していただき、宇土市から補助金確定通知を受け取ったのち、所定の請求書を提出していただくからとなります。

**Q13 完了報告の提出は、事業完了後一箇月以内か、申請年度の 2 月末日までのどちらか早い日までにできることとなっているが、どうしてか？**

会計年度内の事業完了と支払いを済ませるためです。よって、12月から1月当たりの申請については、工期の関係から注意が必要です。この場合は、新年度での申請になる場合があります。3月末まででも会計年度内の支払いは可能になるが、年度末に関しては込み合う場合があるためです。

**Q14 市税等の滞納がないことを証するものとは？**

宇土市民は、税務課にて「滞納のない証明」を申請してください。

宇土市外の住民であります。宇土市で固定資産税等の課税がある場合は、税務課にて「滞納のない証明」を申請してください。この以外の宇土市外の住民は、居住地の「滞納のない証明」に準ずる証明を申請してください。

所有者から解体後跡地の管理の委任を受けた代理人は、委任者分の「滞納のない証明」を添付してください。

**Q15 申請者が相続人代表の場合、相続人全員の承諾書が必要か？**

相続人全員分の承諾書が提出できない場合は、相続人代表が、本申請の責任を負い、宇土市はいかなる場合も責任を負わないことを承諾してください。